

## 建設現場における快適トイレ設置特記仕様書

### 第1条 目的

本特記仕様書は、静岡県が発注する工事において快適に利用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置するための必要事項を定め、建設現場を男女ともに働きやすい環境を整備するとともに、女性・若手技術者の担い手確保の一翼を担うことを目的とする。

### 第2条 適用

本特記仕様書は、静岡県交通基盤部及び経済産業部が発注する設計金額30,000千円以上の土木工事、農林土木工事の国庫補助事業及び県単独事業の工事に適用する。（災害復旧工事、建築工事、建築設備工事は除く）

### 第3条 標準仕様

快適トイレの標準仕様は、下記の（1）及び（2）を全て満たすものとし、（3）については装備していればより快適になるものとして定める。

#### （1）トイレに求める機能

- ①洋式便座
- ②水洗機及び簡易水洗機能（し尿処理装置付を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

#### （2）付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サンタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

#### （3）推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法 900×900mm以上
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調節が可能な設備
- ⑰小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

### 第4条 費用算出

快適トイレは、当初契約以降、受注者からの協議により設置可能とする。また、詳細な運用については、下記の項目（1）～（4）により定める。

(1) 積算方法

発注者は、共通仮設費（営繕費）の積上げ項目として51,000円/基・月を上限に、男女別に設置した場合は2基まで費用計上を可能とし、従前より共通仮設費率（営繕費）に含まれている従来品相当の仮設トイレとの差額を計上する。（別紙-3 積算例参照）

(2) 費用算定方法

発注者は、原則として受注者がメーカーなどから受領した領収書の写し等を提出し、発注者はそれを根拠資料とし、設計変更する。また、協議時の単価根拠資料は、受注者からの見積書とする。

(3) 協議方法

受注者は、快適トイレの仕様等が明記された書類及び見積書を協議書に添付し、設置予定期間及び設置費用の総額を明記した協議書を発注者に提出し協議する。

(4) 使用実績の確認方法

- ・ 受注者は、別紙-2「快適トイレ設置報告書」（以下、「報告書」）に必要事項を記入し、報告書を工事完成時に完成図書に添付し提出する。併せて、工事日報に快適トイレの設置日と撤去日を記載する。
- ・ 発注者は、工事期間中に快適トイレの設置状況を適宜確認する。

## 第5条 配慮すべき事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

(1) 全般

女性トイレの配置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入り口を分ける等の動線の配慮する。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということがないように、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

## 第6条 その他

- ・ 工事途中において、疑義が生じた場合には速やかに受発注者間で協議し、方針を決定するものとする。
- ・ 快適トイレは、快適トイレ設置場所周辺の安全が確保されていることを前提に現場付近を訪れる一般県民の利用も可能とし、受注者は積極的な利用促進に努めるものとする。
- ・ 受注者の責により工期を延長した期間や工事の一時中止期間については、快適トイレの設置期間に含まないものとする。
- ・ 快適トイレの推進を図ることを目的とした調査が実施された場合は、受発注者ともに協力する。

快適トイレ設置報告書		
土木事務所名	〇〇土木事務所	
工事名	令和〇〇年[H〇〇-T〇〇〇〇-〇〇]〇〇工事	
設置期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日（〇日間）	
製品名/メーカー名		
費用 (実際に支出した費用)	[円/月]	総額： 円
仕様	例：特記仕様書で定める①～⑩	
【設置状況写真】		

## 快適トイレ積算例

- 快適トイレの設置費用は、実際に支出した費用（基本料金+賃貸料金）を基に積算する。
- 従来品相当の仮設トイレの価格は、「Web 建設物価」に掲載されている仮設トイレ（850×1,590mm、簡易水洗式）の基本料金と賃貸料金（1箇月を30日と計算）を標準とする。
- 積算式は以下の式-1、式-2とし、快適トイレ設置費の総額C と上限額51,000[円/月・基]と設置期間の積 $C_{MAX}$ を比較して価格の低い方を採用価格とする。

$$C = \{(A - B) \times 1 + (a - b) \times M\} \dots \dots \dots \text{(式-1)}$$

$$C_{MAX} = 51,000 \times M \dots \dots \dots \text{(式-2)}$$

C：快適トイレ設置費（総額）[円/基]

$C_{MAX}$ ：上限額51,000円と設置期間の積[円/基]

A：快適トイレの基本料金[円/基]

B：従来品相当トイレの基本料金[円/基]

a：快適トイレの賃貸料金[円/月・基]

b：従来品相当トイレの賃貸料金[円/月・基]

M：設置期間[箇月]

（積算例-1 “上限額を超えた場合”）

積算条件：A=40,000[円/基]、B=20,000[円/基]、a=55,000[円/月・基]  
 b=4,500[円/月・基]（30日×150円）、M=6[箇月]  
 ※B、bは「Web 建設物価」令和3年11月号の場合

$$C = \{(40,000 - 20,000) \times 1 + (55,000 - 4,500) \times 6\}$$

$$C = 323,000 \dots \dots \dots \text{①}$$

$$C_{MAX} = 51,000 \times 6$$

$$C_{MAX} = 306,000 \dots \dots \dots \text{②}$$

- ①と②を比較した結果、①>②となるため、この場合は、上限額51,000[円/月・基]と設置期間の積 $C_{MAX} = 306,000$ 円を共通仮設費（営繕費）に積上げ計上する。

(積算例-2 “上限額を超えない場合”)

積算条件:  $A=40,000$ [円/基]、 $B=20,000$ [円/基]、 $a=40,000$ [円/月・基]

$b=4,500$ [円/月・基](30日×150円)、 $M=10$ [箇月]

※ $B$ 、 $b$  は「web 建設物価」令和3年11月号の場合

$$C = \{(40,000 - 20,000) \times 1 + (40,000 - 4,500) \times 10\}$$

$$C = 375,000 \text{ [円/基]} \dots \textcircled{1}$$

$$C_{MAX} = 51,000 \times 10$$

$$C_{MAX} = 510,000 \text{ [円/基]} \dots \textcircled{2}$$

①と②を比較した結果、 $\textcircled{1} < \textcircled{2}$ となるため、この場合は、快適トイレの設置費の総額  $C=375,000$  円を共通仮設費(営繕費)に積上げ計上する。